

平成 22 年 6 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
17	市立高等学校の授業料無償化による財源更正(職員人件費)			新規	拡大 (継続)
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	10	4	1	教育委員会 学校教育部 学事課 (歳入のみ)	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律・さいたま市授業料等徴収条例				
予算要求事業の概要					
内容	法の施行に伴い、公立高等学校については、授業料が不徴収となり、地方公共団体に対して授業料収入相当額が国費により負担されます。				
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; 家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくります。</p> <p>&lt;目標(平成22年度～)&gt; 平成22年4月から、公立高校の授業料を無償化し、家庭の教育費負担を軽減します。</p>				
現状と課題	<p>&lt;現状(平成21年度末見込み)&gt; さいたま市立の高等学校の授業料については、さいたま市授業料等徴収条例に基づき、市内生については月額9,900円(年額118,800円)、市外生については月額15,000円(年額180,000円)を徴収しています。</p> <p>&lt;課題&gt; 法により、不徴収となった授業料については、その相当額が国費により交付されます。ただし、全日制課程の公立高等学校基礎授業料月額は9,900円(年額118,800円)となるため、現在の市内生と市外生の授業料の差額は交付されません。</p>				
今後のスケジュール	<p>・6月議会 条例改正・補正予算(使用料減額、交付金増額による)</p> <p>※上記のほか、政令等、国の方針を踏まえて、必要に応じて規則の改正等を検討します。</p>				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成22年4月1日に施行された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を受け、「さいたま市授業料等徴収条例」の改正の議案を6月議会に諮るとともに、授業料の減額を行うものです。また、減額する授業料相当額について国庫負担金を見込むものです。
	実施義務	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
	他市の実施状況	政令市：当初実施14市、6月実施5市 県内他市：当初実施埼玉県、6月実施2市(川越市、川口市)
効果	対象者	さいたま市立高等学校に通う生徒・保護者
	効果	家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくります。

3 当初予算、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

区分	金額		備考
	当初予算	補正予算要求	
平成22年度	<b>当初予算</b> 2,670,544 財源内訳 ① 使用料及び手数料 515,520 ② 一般財源 2,155,024	0	<積算内訳> 1 高等学校授業料 515,520
	<b>補正予算要求</b> 0 財源内訳 ① 使用料及び手数料 △515,520 ② 国庫支出金 489,019 ③ 一般財源 26,501	△515,520	<積算内訳> 1 高等学校授業料 △515,520 2 公立高等学校授業料不徴収交付金 489,019 ・国庫負担金 負担率 10/10
	<b>財政局長査定</b> 0 財源内訳 ① 使用料及び手数料 △437,184 ② 国庫支出金 489,019 ③ 一般財源 △51,835	△437,184	<査定内容> 1 市外生に係る授業料差額分については、従来とおり徴収する。 $61,200円 \times 1,280人(市外生数) = 78,336千円$ 2 使用料及び手数料の減額補正について(要求額)(徴収額)⇒(査定額) $\Delta 515,520 + 78,336 = \Delta 437,184$ 3 一般財源について(要求額)(徴収額)⇒(査定額) $26,501 - 78,336 = \Delta 51,835$ ・国庫負担金 負担率 10/10
6月補正予算	<b>市長査定</b> 0 財源内訳 ① 使用料及び手数料 △515,520 ② 国庫支出金 489,019 ③ 一般財源 26,501	△515,520	<査定理由> 市内生と市外生に授業料の差を設けることについては、市税による負担の公平性を確保するために実施してきたものであり、法及び国からの通知においても容認されていることから、市外生は差額分を負担するものと判断し、使用料を増額しました。 <査定内容> 1 高等学校授業料 △515,520 2 公立高等学校授業料不徴収交付金 489,019 ・国庫負担金 負担率 10/10
			<査定理由> 他政令指定都市及び県内他市の市立高等学校における授業料の市内生・市外生の取り扱い状況を考慮し、授業料に差を設けることなく、無償化することとしました。